

議案第 3 号

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部改正について

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 5 日提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

東郷町個人番号の利用に関する条例（平成２７年東郷町条例第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い必要があるからである。

2 改正内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項を整備すること。（第 2 条関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行すること。